

(趣旨)

この要綱は、商店街振興組合法に基づく八王子市長の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準を定めるものである。

第一 申請に関する処分

審査基準

1 第36条第1項の規定による商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(以下「組合等」という。)の設立認可の審査基準

(1) 法第6条において「商店街が形成されている」とは、商店が近接密集して、社会通念上、一つの街区を形成しているとみられるものであれば足り、必ずしもすべての商店の店舗が軒をつらねていることを必要としない。

(2) 施行令第1号の「設立の手續が法令に違反していないこと」を審査するに当たっては、次の点を特に慎重に検討して判断する。

イ 設立同意者が組合員資格を有する者であること。(法第8条および第10条参照)

ロ 発起人が法定数を充足し、かつ、組合員になろうとする者であること。(法第34条参照)

ハ 創立総会の開催公告が適法になされていること。(法第35条第1項および第2項参照)

ニ 創立総会が法定数を充足して開催され、かつ、各議案につき適法に議決されていること。(法第35条第5項および第6項参照)

(3) 施行令第1項の「定款または事業計画の内容が法令に違反していないこと」を審査するに当たっては、次の点を特に慎重に検討して判断する。

イ 法第1条の目的ならびに第4条の基準および原則に適合していること。

ロ 法第13条第1項または第19条第1項に規定されている事業以外の事業を行なうものでないこと。

ハ 法第42条に規定する定款の絶対的の必要記載事項を記載してあること。

(4) 施行令第2号の「事業を行なうために必要な経営的基礎を有していること」を審査するに当たっては事業計画を円滑に実施するために必要な出資および収入があるかどうかを特に慎重に検討して判断する。

(5) 施行令第3号の運用に当たっては次の方針によるものとする。

イ 商店街振興組合について

商工会議所等と地区が重複する場合には、次によるものとする。

(a) 設立認可申請前に商工会議所等と十分協議させるよう指導すること。

(b) 設立認可申請に当たっては、設立により商工会議所等の組織または運営に支障を生ずるおそれがないことを証する書類を提出させること。

(c) 商工会議所等の組織または、運営に支障を生ずるおそれがあるかどうかは、地区および構成員の重複の程度、双方の構成員数、商工会議所等の会員中の小売業者およびサービス業者とその他の事業者との比率、商工会議所等の運営状況および運営計画等を考慮して判断すること。

ロ 商店街振興組合連合会について

商工会議所等と地区が重複する場合(施行令第3号かっこ書で除かれている場合を除く。)にはイの(a)および(b)と同様に取り扱うとともに、商工会議所等と地区が全部または大部分重複する場合には商工会議所等の組織または運営に支障を生ずるおそれが強いと考えられるので、商工会議所等の意見をきいて判断するものとし、反対意見があった場合には、申請者に商工会議所等と更に意見の調整を行なわせるよう指導すること。

なお、判断の基準についてはイの(c)と同様とする。

(6) 指定都市の区域内における組合の設立について

指定都市の区域内の地域を地区とする組合の設立認可の申請があったときは、当該指定都市の長の意見を聞くものとする。

以上の各項目を総合的に判断した結果、認可または不認可を決定することとなるが、当庁として不認可とすることが適当であると考える事例の一部をあげれば次のとおりである。

イ 払込済出資総額が著しく少額で、事業計画を円滑に実施しうるものと認められないとき。

ロ 事業計画がばく然としており、組合の目的ないし趣旨が著しく分明でないとき。

ハ 組合員の極めて一部のみが組合の事業を利用するであろうことが明瞭であり、または発起人もしくは役員のための利益のために組合を設立しようとするのが明瞭であって、組合は単に名目的な存在となる可能性が強いと認めるとき。

ニ 小売市場に属する小売業者のみで組合を構成しようとする場合または組合員たるべき小売業者またはサービス業者の所在地が分散しすぎていて、1つの商店街地域を形成しているとは認められないとき。

2 第55条第5項の規定による組合員による役員改選の総会の招集の承認に係る審査基準は、同項及び商店街振興組合法施行規則（昭和37年通商産業令第83号）第4条に規定する要件のとおりとする。

3 第59条の規定による組合員の総会招集の承認に係る審査基準は、同項及び商店街振興組合法施行規則（昭和37年通商産業令第83号）第4条に規定する要件のとおりとする。

4 第62条第2項の規定による定款変更の認可に係る審査基準

(1) 定款変更の認可については、その内容が事務的なものである場合は特に問題はないが、組合の実態に影響を与えるもの、たとえば地区、事業、組合員資格、出資1口の金額等を変更しようとするものである場合は、特に慎重に検討して判断する。

(2) 定款変更の認可の基準は、1に準ずるものとする。ただし、1の(5)および(6)は、地区の拡大に係る定款変更についてのみ考慮するものとする。なお、この場合にあつては、商工会議所等の組織または運営に支障を生ずるおそれがないことを証する書類の提出は、必要ないものとする。

5 第73条第3項の規定による組合等の合併の認可に係る審査基準

合併の認可については、1および2の基準に準じて処理するものとする。ただし商工会議所等の組織または運営に支障を生ずるおそれがないことを証する書類の提出は必要ないものとする。

標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処分名	
第36条第1項の規定による組合の設立の認可	1月
第55条第5項の規定による組合員による役員改選総会の招集の承認	1月
第59条の規定による組合員による総会招集の承認	1月
第62条第2項の規定による定款変更の認可	1月
第73条第3項の規定による組合等の合併の認可	1月

第二 不利益処分

処分の基準

1 第85条の規定による組合等の業務改善命令については、違法性の程度、事業内容の改善のための取組状況、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断するものとする。

2 第86条第1項の規定による組合等の解散命令については、当該組合の状況、今後の改善見込み、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断するものとする。

3 第86条第2項の規定による連合会の解散命令については、当該連合会の状況、今後の改善見込み、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断するものとする。